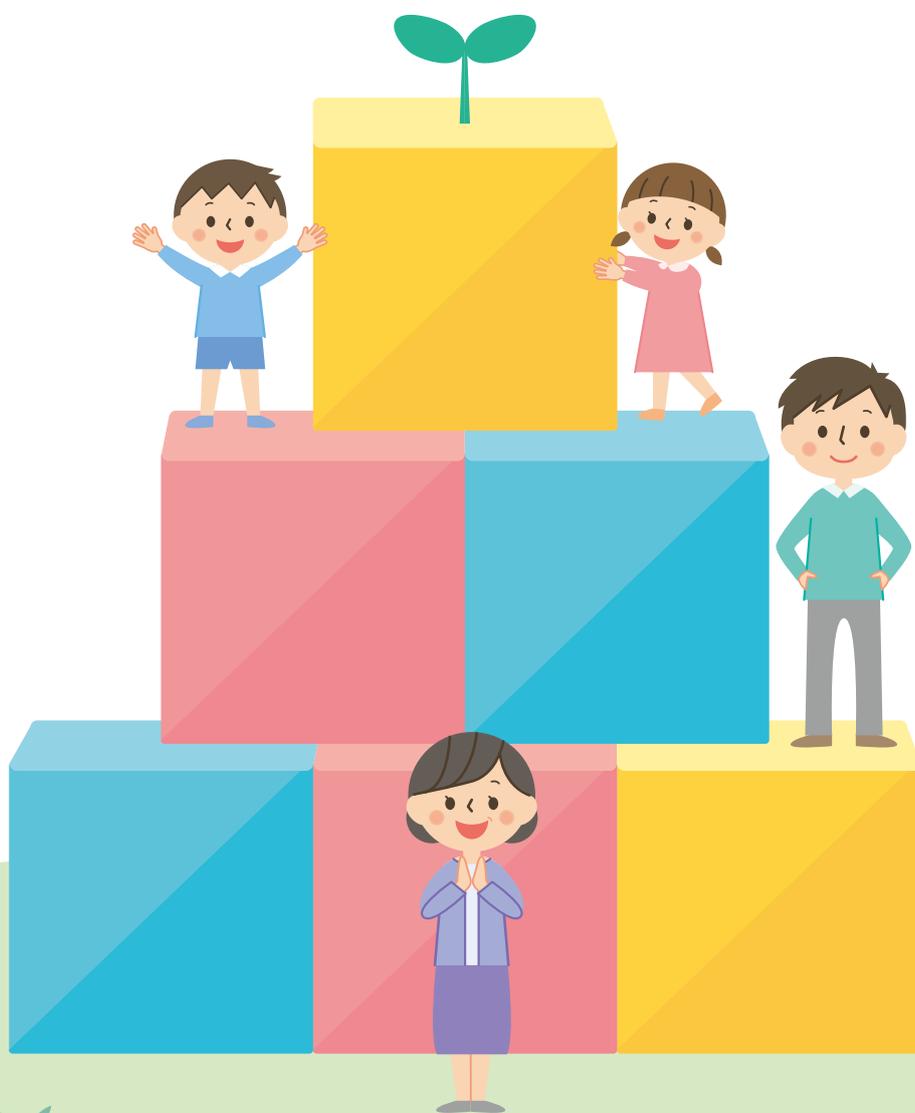


少額投資非課税制度

NISA

ガイドブック



HYAKUGO
GROUP

百五証券

あなたとともに、あらたな明日を

NISAって？

- NISAとは少額投資非課税制度の愛称で、毎年一定金額の範囲内で株式や投資信託等の金融商品から得られる利益が非課税になる（税金がかからなくなる）制度です。
- 2023年12月末までの旧NISAでは、18歳以上を対象とする「つみたてNISA」「一般NISA」、未成年を対象とした「ジュニアNISA」の3つのNISAがあります。
- 2024年1月からは、新しいNISAに移行し、「つみたて投資枠」「成長投資枠」として新たに投資条件が変更され、「ジュニアNISA」は終了となります。
新しいNISAについて旧NISAと比較しながら、くわしくみてみましょう。

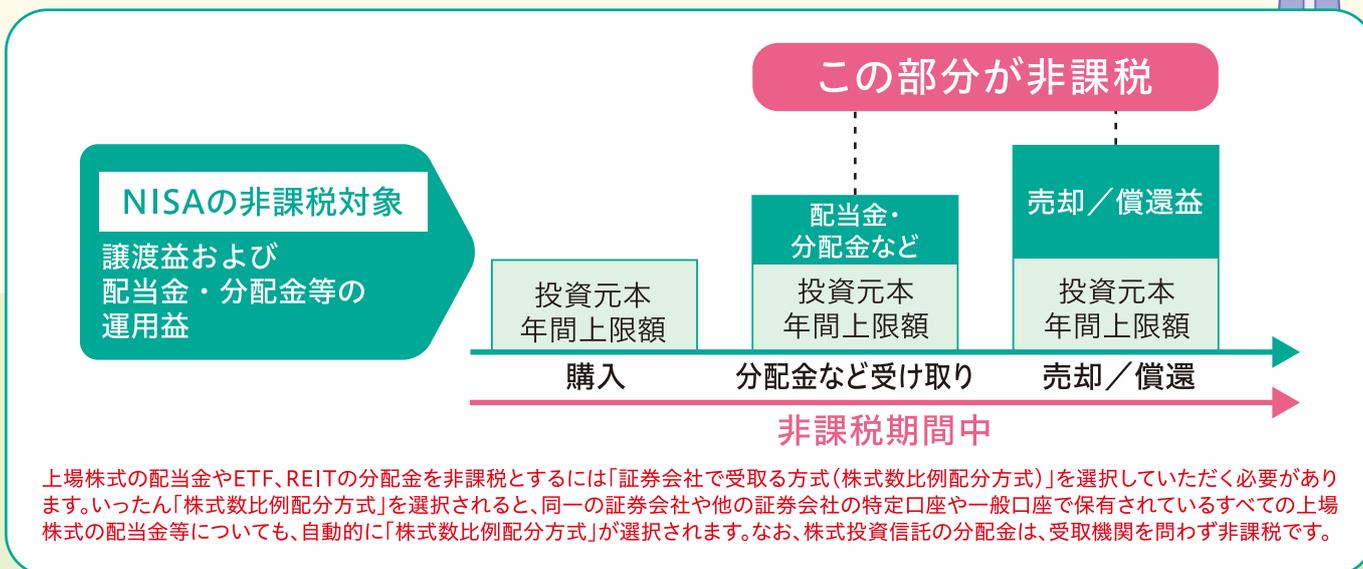
NISAの最大の特徴は **運用益が非課税** になること。

夢や希望を叶えるためにはまとまったお金が必要となる場合があります。
しかし低金利時代が続く中、預貯金ではなかなかお金はふえません。
将来に向けた資産づくりの手助けとして非課税制度NISAがあります。
目的や期間を決め、お客さまに合った資産運用・資産形成を考えてみましょう。



一般口座・特定口座とNISA口座の税率比較

NISAを利用することで、売却益等の課税が免除されます。



※一般口座・特定口座では、上場株式等の譲渡益および配当金・分配金に対して、所得税約20%が課税されます。
*2013年1月から2037年12月末までの25年間は、東日本大震災からの復興のために、復興特別所得税0.315%が上乗せされます。
※作成基準日現在の税制に基づき作成しており、税法が改正された場合には税率等が変更される場合があります。

新旧NISAのかんたん比較

旧NISAは、
2023年末をもって、
新規口座開設、投資が
できなくなります



| | 旧NISA | | | 新NISA | |
|-----------|-----------------------|-----------------------------|----------|-------------------------------------|-----------------------------|
| | つみたてNISA | 一般NISA | ジュニアNISA | つみたて投資枠 | 成長投資枠 |
| 年齢制限 | 18歳以上 | | 0歳～17歳 | 18歳以上 | |
| 口座開設期間 | ～2023年末 | ～2023年末 | ～2023年末 | 2024年1月～ 恒久化 | |
| 併用 | 併用不可 | | | 併用可能 ※同一金融機関に限ります | |
| 金融機関変更 | 年毎に変更可能 | | 不可 | 年毎に変更可能 | |
| 年間投資枠 | 40万円 | 120万円 | 80万円 | 120万円 | 240万円 |
| 対象商品 | 投資信託 ^{*1} | 上場株式・投資信託等 | | 現行のつみたてNISAと同じ | 上場株式・投資信託等 ^{*2} |
| 買付方法 | 積立 | スポット・積立 | | 積立 | スポット・積立 |
| 購入時手数料 | なし | 商品によりかかるものと かからないものがあります | | なし | 商品によりかかるものと かからないものがあります |
| 非課税保有限度額 | 800万円 | 600万円 | 400万円 | 1,800万円 内枠で1,200万円 | |
| 非課税投資枠の管理 | 買付金額で管理 / 売却分の枠の再利用不可 | | | 買付金額で管理 / 売却分の枠の再利用可能 ^{*4} | |
| 非課税保有期間 | 最長20年間 ^{*3} | 最長5年間 ^{*3} | | 無期限化 | |

*1 積立・分散投資に適した一定の投資信託。くわしくは3ページの「対象商品」をご覧ください。

*2 一部対象外があります。くわしくは4ページの「対象商品」をご覧ください。

*3 2024年1月以降ロールオーバー（非課税保有期間終了後、翌年の非課税枠を利用して保有を続けること）できなくなります。くわしくは8ページをご覧ください。

*4 売却によって減少した分の非課税保有額の再利用ができるのは、売却した翌年以降となります。

「新しいNISA」の押さえておきたいポイント！

- 1 口座開設期間が**恒久化**され、非課税保有期間が**無期限化**
- 2 **年間投資枠が拡大**
 （「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円、2つの枠が併用可能となり**合計最大360万円**まで投資が可能です。）
- 3 **非課税保有限度額が全体で1,800万円に**
 （「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円）
- 4 非課税保有限度額は、**売却分の枠の再利用が可能**^{*4}
 （ただし、年間投資枠は変わりません。）
*4 売却によって減少した分の非課税保有額の再利用ができるのは、売却した翌年以降となります。
- 5 旧NISA口座は新しいNISA口座に自動的に移行される見込み
 2023年末までに旧NISAで投資した分は **新しいNISA口座の外枠** となり、**ロールオーバーも不可**

非課税保有期間が
無期限になって、
投資枠も増えたのね!!



「つみたて投資枠」のポイントとしくみ

- 新しいNISAには、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」があり、それぞれ
- 併用した場合、年間投資枠は最大360万円、非課税保有限度額は最大
- 非課税保有限度額1,800万円のうち、つみたて投資枠でどれくらい使用どのように使うかなどを考えたうえで、無理のない積立計画や保有商品

当社指定の限られた投資信託
(購入時手数料無料)、
「指定インデックスファンド」
「アクティブファンド」から
選択してください。

毎月一定額(最大10万円)の
積立契約に基づく
買付のみ対象で
スポット(一括)では
買えないのは注意だね。



対象者 日本に住む満18歳以上の方 (NISA口座開設年の1月1日現在)

期間 口座開設期間が恒久化・非課税保有期間は無期限

非課税投資枠

年間投資枠 120万円
非課税保有限度額 1,800万円

- 非課税保有限度額は「成長投資枠」との合算になります。
- 売却した分については翌年以降、枠の再利用が可能です。ただし、年間投資枠を超えて投資はできません。

対象商品

対象商品は一定の条件を満たす
投資信託

- 投資信託・ETFのうち、法令で定められた基準を満たす限られた商品が投資対象になります。
- いずれの商品も信託報酬が一定未満に抑えられ、信託期間が20年以上である等、長期の資産形成に適した商品です。

百五証券では、当社がつみたて投資枠対象として取り扱う投資信託商品が対象となります。

買付方法

買付けは定期的に継続した積立契約によること

事前に金融機関との間で締結した積立契約(累積投資契約)に基づき、対象商品を指定したうえで、「1カ月に1回」等定期的に一定金額の買付けを行う方法に限られています。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

「成長投資枠」のポイントとしくみ



投資対象となる金融商品、年間投資枠等が異なり、併用が可能です。
1,800万円(「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円)となります。
することを想定するか、何年かけて非課税枠を使用するか、成長投資枠を
のポートフォリオを考えてみましょう。

対象商品は、上場株式(ETF・上場REIT含む)
および投資信託ですが、除外されている銘柄が
あることに注意してください。
特に投資信託は、旧NISAで購入できた銘柄でも
成長投資枠対象外となるものもあります。

つみたて投資枠以上に幅広い
投資信託や、株式、ETFなども利用
できることが魅力だね。
「スポット買付」や「積立契約に
基づく買付(投資信託の場合)」の
どちらも選択可能なのね。

成長投資枠
年間 **240万円**
(1,800万円のうち1,200万円まで)
積立購入または
一括(スポット)購入



対象者 日本に住む満18歳以上の方 (NISA口座開設年の1月1日現在)

期間 口座開設期間が恒久化・非課税保有期間は無期限

非課税投資枠

年間投資枠 **240万円**
非課税保有限度額 **1,200万円**

(「つみたて投資枠」との合算の非課税保有限度額
1,800万円の枠)

- 「成長投資枠」のみ利用の場合は1,200万円までです。
- 売却した分については翌年以降、枠の再利用が可能です。ただし、年間投資枠を超えて投資はできません。

対象商品

上場株式、投資信託等

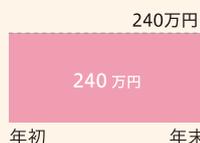
整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型
およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託
等は対象外です。

百五証券では、当社が成長投資枠対象として取り
扱う投資信託商品および国内上場株式、ETF、上
場REITが対象となります。
※外国株式は対象外です。

年間投資枠240万円に対する投資方法の例

(1) 一度に240万円

「1月に240万円」を
投資する方法。



(2) 分割して240万円

「1月に120万円、5
月に80万円、11月
に40万円」を投資
する方法。



(3) 定期的に一定額

「毎月20万円ずつ」
投資する方法。



新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

積立投資の魅力



少額から資産形成が可能

●積立投資とは、価格が変動する商品（投資信託等）を定期的に自分で決めた金額や口数で買い付ける投資方法です。手元にまとまった資金がなくても、少額から気軽に投資を始めることができます。



時間分散することで購入単価を平準化させる効果が期待

●投資金額を一定とすると「価格が高い時には口数が少なく、価格が低い時には口数が多く」なります。これにより、長期的に平均買付単価を低く抑える効果があります。

例 手元に12,000円あります。りんごを毎月、定量、定額で購入した場合、そして一括で購入した場合を考えてみましょう。

[前提条件] ●りんごの現在の値段は100円です。
●りんごの値段は1ヵ月後150円、2ヵ月後50円、3ヵ月後100円で推移すると仮定します。

| | 現在 | 1ヵ月後 | 2ヵ月後 | 3ヵ月後 | 合計 |
|--------------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|
| りんごの値段 | 100円 | 150円 | 50円 | 100円 | — |
| 定量購入 Aさん | 30個 3,000円 | 30個 4,500円 | 30個 1,500円 | 30個 3,000円 | 120個 12,000円 (平均購入価格 100円) |
| 定額購入 Bさん | 30個 3,000円 | 20個 3,000円 | 60個 3,000円 | 30個 3,000円 | 140個 12,000円 (平均購入価格 85.7円) |
| 価格が高い時には少なく、価格が安い時には多く購入 | | | | | |
| 一括購入 Cさん | 120個 12,000円 | — | — | — | 120個 12,000円 (平均購入価格 100円) |

毎月一定額で購入することで平均購入価格を引き下げることができました。



※積立投資を活用することで、平均購入価格が安定することを示したイメージです。



相場変動の影響を抑えながら、安定的な運用成果が期待

例 投資信託を毎月1万円ずつ購入した場合と一括購入した場合を考えてみましょう。

| | 1ヵ月目 | 2ヵ月目 | 3ヵ月目 | 4ヵ月目 | 5ヵ月目 | 6ヵ月目 | |
|------------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基準価額 価格 | 10,000円 | 8,000円 | 6,000円 | 4,000円 | 2,000円 | 5,000円 | |
| 基準価額が低いときには買付口数が多くなります | | | | | | | |
| 積立投資 | 投資額 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| | 口数 ^量 | 1.00口 | 1.25口 | 1.67口 | 2.50口 | 5.00口 | 2.00口 |
| | 評価額 | 10,000円 | 18,000円 | 23,500円 | 25,667円 | 22,833円 | 67,083円 |
| 一括投資 | 投資額 | 60,000円 | — | — | — | — | — |
| | 口数 ^量 | 6.00口 | — | — | — | — | — |
| | 評価額 | 60,000円 | 48,000円 | 36,000円 | 24,000円 | 12,000円 | 30,000円 |

積立投資は、価格が高いときには少なく、価格が安いときにはたくさん購入するシステムです。売買のタイミングがわからないときに有効な手段です。



投資金額 60,000円
平均購入価格 4,472円
損益率 +11.8%

投資金額 60,000円
平均購入価格 10,000円
損益率 ▲50.0%

※積立投資を活用することで、平均購入価格が安定し損益がプラスになることを示したイメージです。必ずしもすべての事例に当てはまるものではありません。税金等諸費用は考慮していません。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。相場が継続して上昇し続ける場合等、一括投資の方が有利な場合があります。

積立投資のポイント

ポイント1
価格の動きだけではなく、
量が変化する効果が重要

ポイント2
価格の下落時は、
量を増加させる良い機会

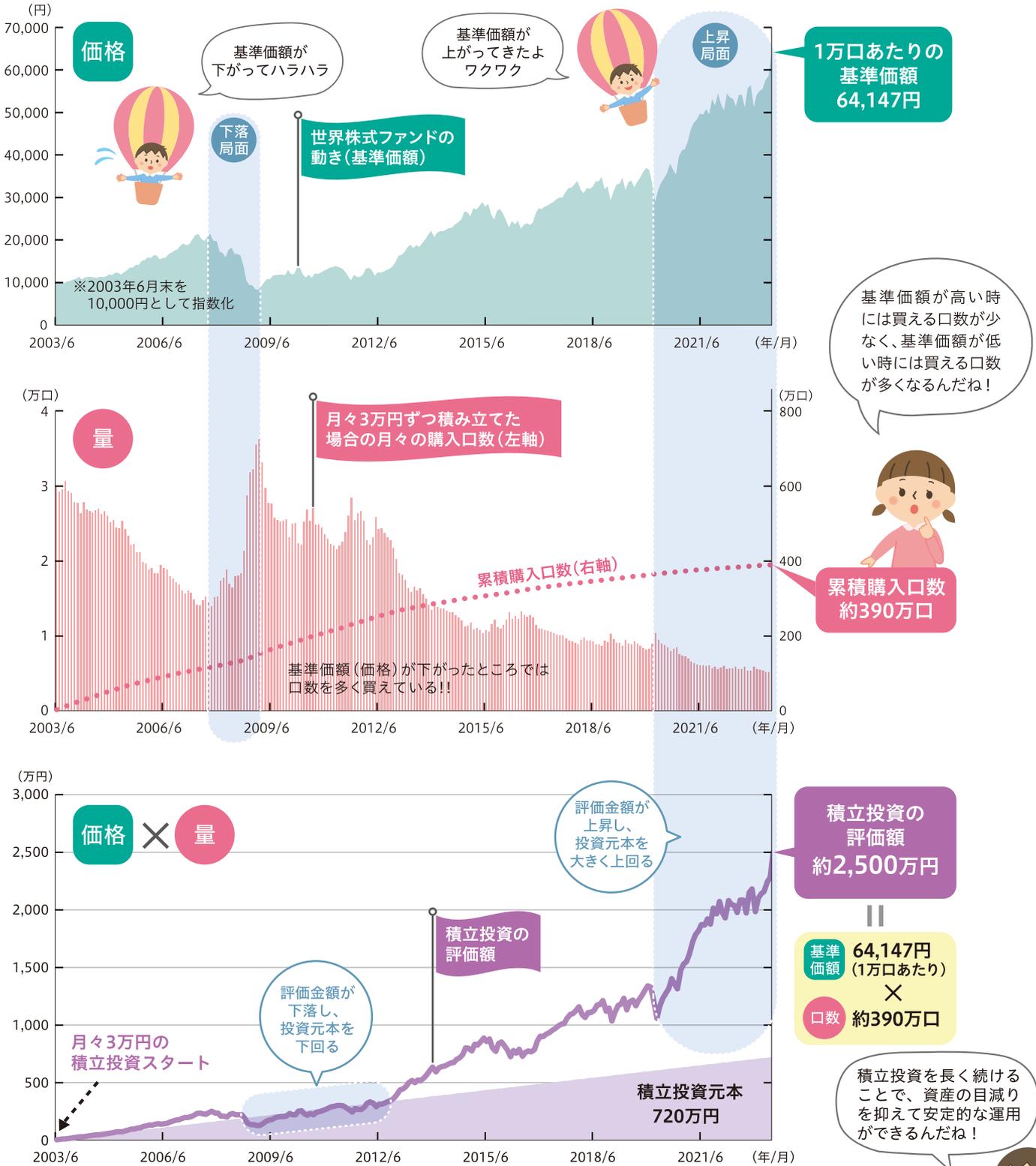
ポイント3
積立投資は少額の資金から
投資が可能

※上記は過去のデータを基に当社が行ったシミュレーションの結果であり、実際の投資成果ではありません。一定の前提



世界株式ファンドに積立投資した場合の **価格** と **量** の変化

世界株式ファンドの動きと、世界株式ファンドに月々3万円ずつ積立投資した場合のシミュレーション（2003年6月末～2023年6月末）



(注1) 世界株式ファンドの積立投資のデータは、実際のファンドではなく、MSCI AC World指数(配当込み、円ベース)を使用して算出。投資開始日から投資終了日の前月まで、毎月末に3万円ずつ投資をしたと仮定したシミュレーション。投資最終月以外は月末の積立額考慮後。
 (注2) 投資に係る費用(購入時手数料、信託報酬、税金等)は考慮していません。
 (出所) FactSetのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

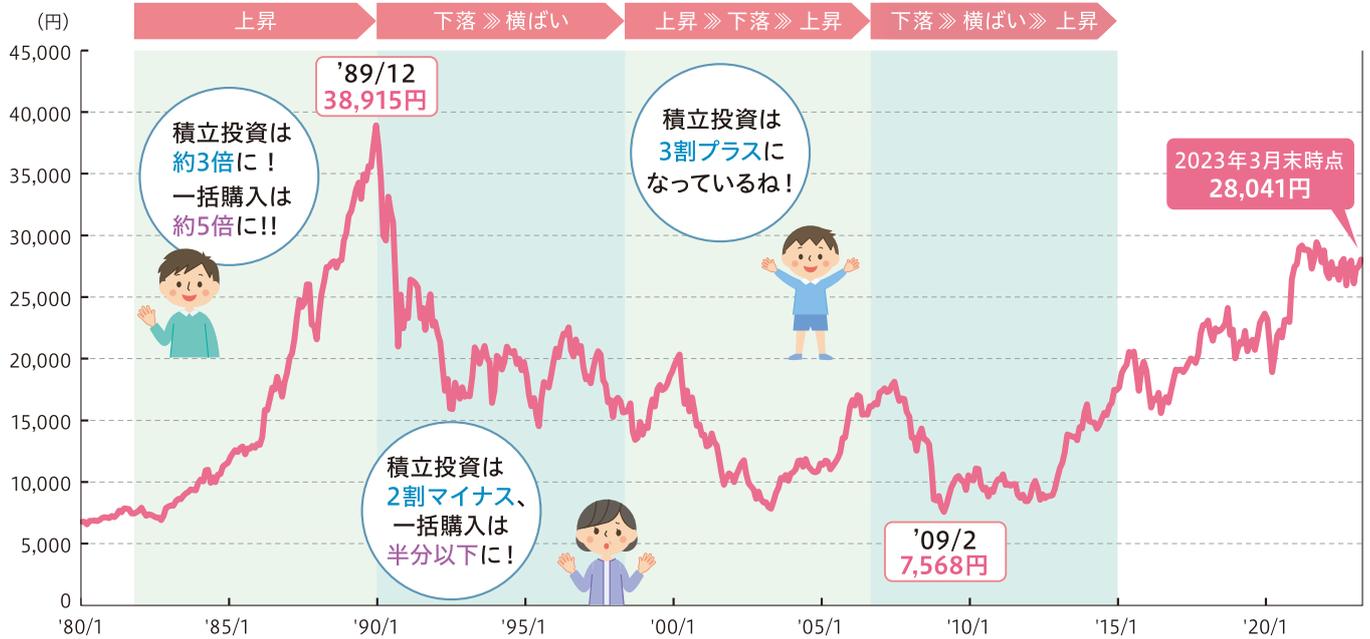
条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。また、将来の成果を示唆あるいは保証するものでもありません。





日本株式(日経平均株価)を過去の4局面で2通りの投資をした場合の比較

(1980年1月末～2023年3月末)積立回数100回=投資期間8年4カ月



| | 上昇局面 '81/9~'89/12(8年4カ月) 積立回数100回 | 下落→横ばい局面 '90/1~'98/4(8年4カ月) 積立回数100回 | 上昇→下落→上昇局面 '98/5~'06/8(8年4カ月) 積立回数100回 | 下落→横ばい→上昇局面 '06/9~'14/12(8年4カ月) 積立回数100回 |
|------|---|--|--|--|
| 積立投資 | 300万円 ▶ 890万円 +197% | 300万円 ▶ 235万円 ▲22% | 300万円 ▶ 389万円 +30% | 300万円 ▶ 457万円 +52% |
| 一括購入 | 300万円 ▶ 1,566万円 +422% | 300万円 ▶ 126万円 ▲58% | 300万円 ▶ 309万円 +3% | 300万円 ▶ 325万円 +8% |

ご参考

バブルのピーク('89/12)から現在まで毎月末3万円ずつ積立投資を続けたとしたら...

| '89/12~'23/3 | | |
|--------------|------------------|------|
| 投資額 | 現在評価額 | |
| 1,200万円 | ▶ 2,214万円 | +85% |

上記は日経平均株価の過去の4局面で2通りの投資をしたものと仮定したシミュレーションです。将来の成果をお約束するものではないことにご留意ください。

「投資期間」:積立回数100回=投資期間8年4カ月(100カ月)

「積立投資」:毎月末3万円ずつ

「一括購入」:期初全額

※上記は大和アセットマネジメントが試算したものであり、税金等諸費用は考慮していません。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※四捨五入の関係等で数値が一致しない場合があります。

※日経平均株価の数値は小数点以下を切り捨てています。

(出所)ブルームバーグ

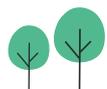
外貨建資産(為替ヘッジあり)に投資する場合の留意点

- 外国の株式など外貨建資産には為替リスクがあり、例えば米国の株式の場合、株価変動とは別に米ドル・円の為替レートが円高・米ドル安の方向に変動すると為替差損が発生します。しかし、長期積立投資を行えば円高時には買付口数が多く購入できることで、購入コストの引き下げや、円安になった場合の為替差益の獲得も期待できます。
- 一方、為替ヘッジを行なうファンドでは、円高になった場合の損失リスクを低減できます。しかし、為替ヘッジにはコストがかかることがあります。為替ヘッジを行なうファンドへの投資をご検討される場合、長期の投資期間にわたって為替ヘッジのコストを負担し続けるマイナス面も考慮することが重要です。

長い目でじっくりと投資することが大切なんだね!



2024年1月以降、NISAはどうなるの？

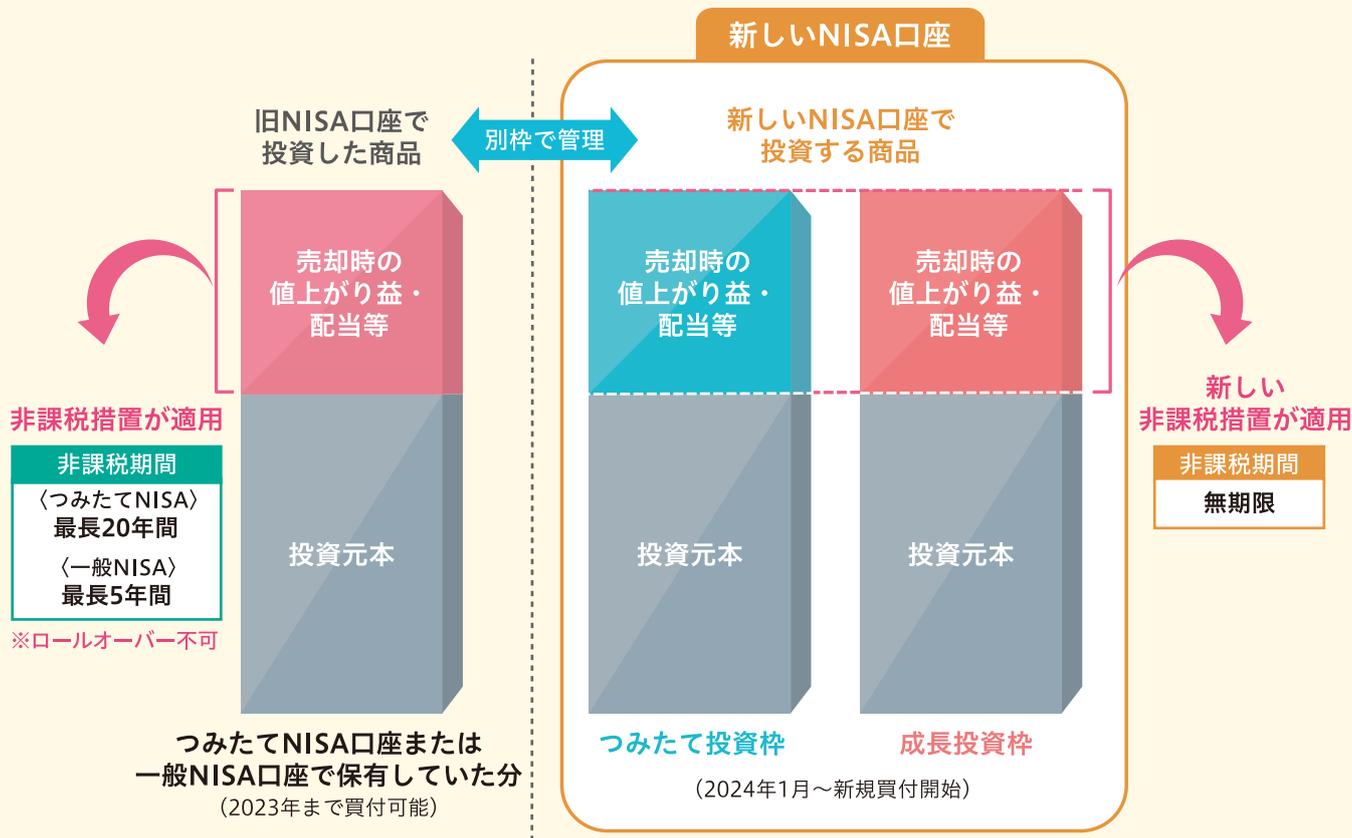


旧NISA口座や投資商品の取り扱い

- つみたてNISA口座、一般NISA口座ともに、金融機関の変更がない場合は、自動的に新しいNISA口座に移行しますが、2023年末までに投資した商品を新しいNISA口座に移すことはできません。
- 旧NISA口座で2023年末までに投資した商品は、新しいNISA口座とは別枠で、旧制度における非課税措置が適用されます。
- 旧NISA口座で投資した商品のロールオーバー*はできません。したがって、2023年末までに投資した商品は、つみたてNISA口座は2042年まで、一般NISA口座は2027年までに売却するか、課税口座（特定口座、一般口座）へ移す必要があります。

* 非課税期間終了後、翌年の非課税枠を利用して保有を続けること。

旧NISA口座から新しいNISA口座への移行のイメージ



NISA口座での非課税対象

- NISA口座でお持ちいただくと、「売却による譲渡益」および「配当・分配金による配当益」に対する税金が非課税となります。
- 上場株式等の配当について非課税とするには『株式数比例配分方式』を選択している必要があります、その他の受取方法の場合は課税となります。

※NISA口座で発生した譲渡損は「無かったもの」とみなされ、損益通算の対象外となります。

※投資信託の特別分配金はもともと非課税です。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



新NISA「つみたて投資枠」「成長投資枠」の活用方法

●非課税保有限度額1,800万円をどのように使うかは、お客さまのお考えや状況に応じて異なります。

①1,800万円満額を利用するには、「つみたて投資枠」を最低でも600万円分使用しなければいけません。「成長投資枠」だけの利用だと1,200万円までしか使用できません。

新NISAの非課税保有限度額のイメージ



②非課税保有限度額をどのように使用するかを考えるうえでは、買付期間や買付方法（積立や一括）などを考えておくことも大切です。

非課税保有限度額1,800万円を買い付け期間に応じて使う例

| 買い付け 期間 | 1年目 | 2年目 | ... | 5年目 | ... | 10年目 | ... | 15年目 | ... | 30年目 |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|------|
| 30年 | 60万円 つみたて投資枠 月5万円 | 60 | ... | 60 | ... | 60 | ... | 60 | ... | 60 |
| 15年 | 120万円 つみたて投資枠 月10万円 | 120 | ... | 120 | ... | 120 | ... | 120 | | |
| 10年 | 180万円 つみたて投資枠 月10万円 + 成長投資枠 年60万円 | 180 | ... | 180 | ... | 180 | | | | |
| 5年 | 360万円 つみたて投資枠 月10万円 + 成長投資枠 年240万円 | 360 | ... | 360 | | | | | | |



毎月一定額の買付によるコツコツ積立で時間分散投資をするのか、成長投資枠の一括購入も活用しながら、早めに非課税保有限度額を使い切って、非課税投資残高を増やしていくのかなど、様々な方法が考えられますので、お客さまのお持ちのご資産・収支状況などと照らして無理のない運用計画を立てましょう。

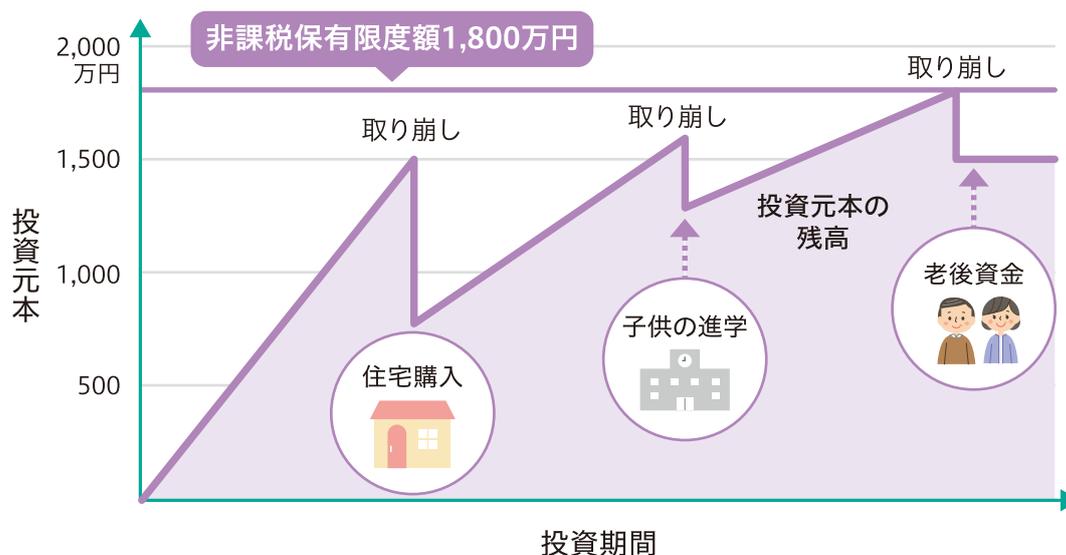
新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

③新NISAの非課税保有限度額については、売却分の枠を再利用して再度投資することができます。NISAでの運用資金をお客さまのライフイベントや目的に合わせて、様々な資金に活用することが可能です。ご自身やご家族のライフプランを考えながら、NISAを上手く活用していくことが資産形成に繋がります。

※売却によって減少した分の非課税保有額の再利用ができるのは売却した翌年となります。

再利用の場合も年間投資上限額は「つみたて投資枠120万円」「成長投資枠240万円」となります。

ライフイベントに合わせて投資枠を再利用するイメージ



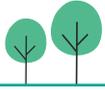
非課税枠の利用額について

- 1年間にNISAで投資できる「年間投資枠」と「非課税保有限度額」が設定されています。
- 年間投資枠は成長投資枠240万円、つみたて投資枠120万円
非課税保有限度額は両方合わせて1,800万円であり、簿価残高方式で管理します。
(成長投資枠は内枠で最大1,200万円のため、満額使うのであれば最低600万円分はつみたて投資枠を利用する必要があります。)

非課税利用額の考え方

- 非課税枠利用順は約定日順ですが、非課税枠利用の年判定は「購入の受渡日基準」となります。
※百五証券における購入受渡日は以下のとおりです。
上場株式等：処理日起算3営業日目
投資信託：処理日起算4営業日目または5営業日目（銘柄によって異なります）
- 非課税枠の利用は、手数料を含まない「約定金額」で計算します。
- 投資信託の分配金再投資は、非課税投資額に含まれます。※空枠がない場合は課税預りで再投資となります。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



非課税枠の再利用について

- NISA保有分を売却した場合、年間非課税投資額（成長投資枠240万円、つみたて投資枠120万円）および非課税保有限度額1,800万円の範囲内で、枠の再利用が可能になります。
- 売却分の非課税枠が再利用可能になるのは「翌年」となり、すぐに再利用することはできません。
- 再利用可能になる「非課税保有限度額」は簿価管理方式*で管理され、売却代金分が再利用できるわけではありません。

*簿価管理方式とは？

(例) 同一ファンドを成長投資枠で2回に分けて購入し、一括売却した例

2024年受渡金額205万円（約定金額200万円＋購入時手数料5万円）で買付⇒成長投資枠は簿価分200万円を消費

2025年受渡金額103万円（約定金額100万円＋購入時手数料3万円）で買付⇒成長投資枠は簿価分100万円を消費

値上がりして、2025年に評価金額合計450万円で売却した場合、翌年2026年に開放される非課税保有限度額は簿価分である300万円となります。ただし、成長投資枠の年間非課税投資額は240万円のため、2026年に再利用できるのは240万円となります。

- 投資信託の特別分配金については、元本払戻金となり個別元本の引き下げが行われています。その観点から、NISA預りから発生した分配金が特別分配金の場合、簿価の引き下げが行われ、翌年に非課税保有限度額がその分復活します。

NISA預りの投資信託から分配金が発生した場合の例

一般口ファンドによる普通分配金（受取3万円）、特別分配金（受取4万円）…分配金受取のため非課税枠は未利用

累投口ファンドによる普通分配金（再投資5万円）、特別分配金（再投資6万円）…分配金再投資のため11万円非課税枠を利用

⇒翌年、特別分配金10万円（4万円＋6万円）分の非課税保有限度額が復活することとなります。

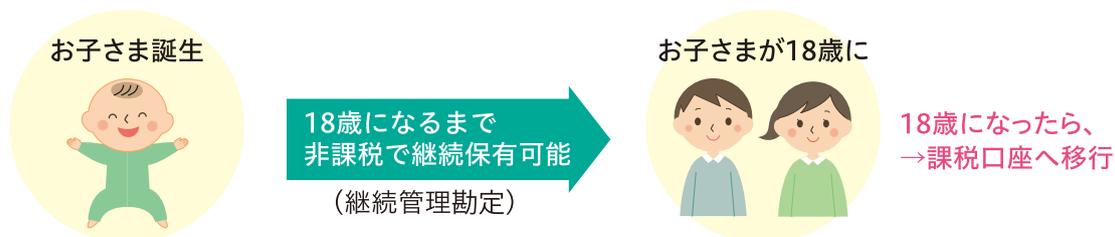


ジュニアNISAはなくなるの??

2023年でジュニアNISAは終了しますが、2023年末までに投資した商品はお子さまが18歳になるまで非課税で保有し続けることが可能です。

ただし、2024年以降は新規投資および新たなジュニアNISA口座の開設はできません。

18歳になるまで保有し続けた商品は課税口座（特定口座、一般口座）へ移ることになります。



新規口座開設・新規投資は
2023年で終了

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

Q&A

Q&A 目次

口座開設編 ▶ 13~15

- Q-1 どうすれば新しいNISA口座を開設できますか？旧NISA口座を持っている場合、手続きは必要ですか？
- Q-2 NISA口座を開設している金融機関から別の金融機関へNISA口座を変更することはできますか？
- Q-3 複数の金融機関でNISA口座を開設することはできますか？
- Q-4 新しいNISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用はできますか？
また、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で金融機関を分けることはできますか？
- Q-5 旧NISA口座、あるいはNISA口座以外で保有している投資信託等を、新NISA口座に移すことはできますか？
- Q-6 一般NISA・つみたてNISA口座で保有している商品は、非課税保有期間が終了すると、どうなりますか？
- Q-7 ジュニアNISA口座で保有している商品は、2024年以降、どのように取り扱われるのですか？
- Q-8 ジュニアNISA口座の資金を18歳になる前に払出すことはできますか？

年間投資枠、非課税保有限度額編 ▶ 15~20

- Q-9 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」はどのように管理されるのでしょうか？
- Q-10 新しいNISAの年間投資枠について教えてください。
- Q-11 新しいNISAの非課税保有限度額について教えてください。
- Q-12 2023年末までに一般NISA・つみたてNISAで投資した金額は、新しいNISAの非課税保有限度額（1,800万円）に含まれますか？
- Q-13 「非課税保有限度額は1,800万円、「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円」とはどういうことですか？
- Q-14 ①年間投資枠、②非課税保有限度額ともに、売却した分の再利用はできるのでしょうか？
- Q-15 NISA口座の年間投資枠には、購入時手数料や消費税は含まれますか？
- Q-16 NISA口座で保有する投資信託で、分配金を再投資するとどうなりますか？
- Q-17 年間投資枠を超えた場合はどうなりますか？
- Q-18 年間投資枠を使い切らなかった場合、翌年に繰り越せますか？
- Q-19 すでに運用している投資信託をNISA口座に移すことはできますか？

損益通算編 ▶ 20

- Q-20 譲渡損失が発生してしまった場合、特定口座や一般口座との損益通算はできますか？

対象商品編 ▶ 21

- Q-21 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で対象商品は異なりますか？
- Q-22 「つみたて投資枠」の対象商品である投資信託はどこで確認できますか？
- Q-23 「成長投資枠」の対象商品について教えてください。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

Q&A



口座開設編



Q-1 どうすれば新しいNISA口座を開設できますか？
旧NISA口座を持っている場合、手続きは必要ですか？

A-1 NISA口座をお持ちでない方は、金融機関でNISA口座の開設手続きが必要です。開設時にはマイナンバーの届け出が必要です。
旧NISA口座をお持ちの方は、金融機関の変更がない場合は手続きなしで、そのまま2024年からの新NISA口座として利用することができます。

Q-2 NISA口座を開設している金融機関から別の金融機関へNISA口座を変更することはできますか？

A-2 できます。当年中にNISA口座で投資をしているかどうかで手続き方法が異なります。
①当年中にNISA口座で投資していない場合は、すでにNISA口座がある金融機関に「金融商品取引業者変更届出書」を提出して「勘定廃止通知書」を受け取り、変更したい金融機関へ提出する「非課税口座開設届出書」に「勘定廃止通知書」を添付してお申込みください。
②当年中にNISA口座で投資している場合は、当年中の金融機関変更は出来ず、翌年分からの変更となります。
10月1日以降に新しいNISA口座の金融機関変更として手続きできます。

くわしくは、担当者にご確認ください。

Q-3 複数の金融機関でNISA口座を開設することはできますか？

A-3 NISA口座を開設できるのは、1人につき1つの金融機関のみです。開設後に金融機関を変更することはできますが、同一年中に新規投資ができるのは1つの金融機関のみです。

※金融機関変更をした場合でも、NISA残高を移管することはできません。

※金融機関変更を行っても、それぞれの金融機関のNISA口座で保有しているNISA残高の非課税運用（保有）は継続できます。その場合でも非課税保有限度額は合算されます。

例えば1月に投資した場合、その年の12月までは別の金融機関で投資できないのね！



新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



口座開設編

Q-4 新しいNISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用はできますか？
また、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で金融機関を分けることはできますか？

A-4 新しいNISAでは、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能です。
「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の金融機関を分けることはできません。

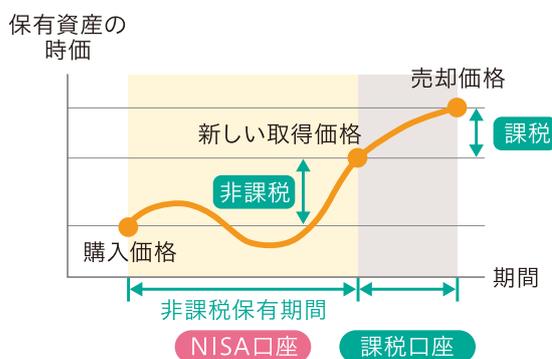
Q-5 旧NISA口座、あるいはNISA口座以外で保有している投資信託等を、新NISA口座に移すことはできますか？

A-5 できません。
新しいNISA口座を利用するためには、新たな資金で投資信託等を購入する必要があります。
旧NISA口座で買付けした投資信託等は、2024年以降も「一般NISA」で最大5年間、「つみたてNISA」で最大20年間は非課税で保有し続けることが可能です。
ただし、旧NISA口座で非課税期間を延長するロールオーバーはできません。それぞれ非課税期間終了時あるいはその前に、売却または課税口座（特定口座や一般口座等）に移すことになります。

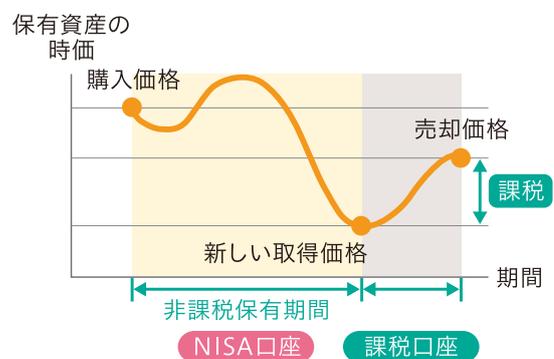
Q-6 一般NISA・つみたてNISA口座で保有している商品は、非課税保有期間が終了すると、どうなりますか？

A-6 一般NISA・つみたてNISA口座で保有している商品は、非課税保有期間（一般NISA 5年間・つみたてNISA 20年間）が終了すると、課税口座（特定口座・一般口座）に払出されます。
この場合、払出し時点の時価が課税口座における新しい取得価額になります。
なお、非課税期間終了時に保有資産が値下がりしていた場合、最初から課税口座で投資していた場合に比べて税金を多く支払うことになる可能性がある点に注意が必要です。

非課税期間終了時に保有資産が値上がりした場合



非課税期間終了時に保有資産が値下がりした場合



新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

Q&A



口座開設編



Q-7 ジュニアNISA口座で保有している商品は、2024年以降、どのように取り扱われるのですか？

A-7 2024年以降、ジュニアNISA口座での新規投資はできなくなります。ただし、2023年末までにジュニアNISAで投資した商品については、非課税保有期間（5年間）終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することが可能です。18歳を迎えた後は、課税口座（特定口座・一般口座）へ自動的に払出されます。



*継続管理勘定では18歳になるまで（1月1日時点で18歳である年の前年12月31日まで）、金融商品を非課税で継続保有できます。
※なお、非課税保有期間（5年間）終了前に18歳を迎えた場合でも5年間は非課税で保有でき、非課税期間終了後に課税口座へ払出されます。

Q-8 ジュニアNISA口座の資金を18歳になる前に払出すことはできますか？

A-8 2024年以降はジュニアNISA口座の資金をいつでも非課税で払出せます。ただし、18歳未満で払出す場合、一部のみを払出すことはできず、ジュニアNISA口座で保有する商品および資金を全て払出した上で、ジュニアNISA口座は廃止となります。



年間投資枠、非課税保有限度額編

Q-9 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」はどのように管理されるのでしょうか？

A-9 新しいNISA口座では、買付金額を基準に、同一口座内において「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が管理されます。それぞれの枠について、年間投資枠と非課税保有限度額が定められており、投資家はどちらの枠で投資するかを決めることになります。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



年間投資枠、非課税保有限度額編

Q-10 新しいNISAの年間投資枠について教えてください。

A-10 新しいNISAの年間投資枠は、1人あたり「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円となっています。両枠の併用が可能であるため、最大360万円投資することができます。どちらか一方の年間投資枠をすべて利用した場合でも、もう一方の枠を利用することで引き続き投資を継続することが可能です。

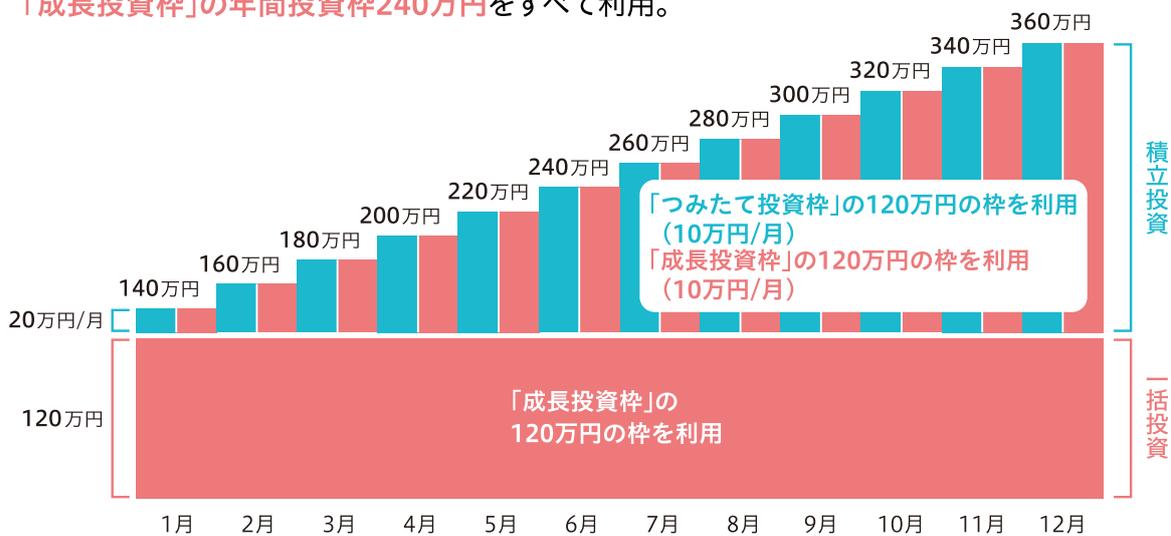
例えば、年初に120万円一括投資し、さらに毎月20万円ずつ積立投資する場合、年間360万円（120万円+240万円【20万円×12か月】）投資することになります。

「つみたて投資枠」の年間投資枠は120万円ですが、「成長投資枠」との合算で年間360万円まで投資可能であるため、残りの120万円分は「成長投資枠」を利用することで、積立投資を継続することができます。ただし、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」では対象商品が異なるため、対象商品等についてくわしくは、担当者にご確認ください。

〈年初に120万円一括投資し、1年間で月20万円ずつ積立投資する場合の例〉

「つみたて投資枠」の年間投資枠120万円

「成長投資枠」の年間投資枠240万円をすべて利用。



新しいNISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の両枠が併用できるのいいわね！

両枠併用で最大360万円分、1年間に投資できるんだね！



※上記はイメージです。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

Q&A



年間投資枠、非課税保有限度額編



Q-11 新しいNISAの非課税保有限度額について教えてください。

A-11 非課税保有限度額とは、新しいNISA口座で一生涯保有できる金融商品の限度額のことです。1人あたり1,800万円となっています。旧NISAと比べて金額が増え、期間も無期限となりました。

例えば、ご夫婦がそれぞれ口座を開設すれば、合わせて2人分の限度額3,600万円の金融資産を保有できます。さらに、18歳以上であればお子さまの分も口座開設が可能であるため、世帯あたりでは、さらに大きな額の金融商品を非課税で保有することが可能です。



お父さん、お母さん、成人の子が1人の3人家族の場合、合わせて5,400万円も非課税で投資できるようになるんだね!!

Q-12 2023年末までに一般NISA・つみたてNISAで投資した金額は、新しいNISAの非課税保有限度額(1,800万円)に含まれますか？

A-12 2023年末までに一般NISA・つみたてNISAで投資した金額は含まれません。新しいNISAの非課税保有限度額(1,800万円)は、2024年以降に新しいNISAで投資した分からカウントされます。



Q-13 「非課税保有限度額は1,800万円、「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円」とはどういうことですか？

A-13 非課税保有限度額は「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の合算で1,800万円ですが、「成長投資枠」のみで1,200万円を超えて保有することはできません。「つみたて投資枠」のみで1,800万円保有することは可能です。

例えば、「成長投資枠」で1,200万円投資信託を保有している場合、それ以上「成長投資枠」での買付けはできませんが、「つみたて投資枠」で非課税保有限度額の残りの600万円分を買付けすることができます。

〈非課税保有限度額まで投資信託を買い足す場合の例〉



非課税保有限度額の1,800万円まで、あと600万円投資信託を買い足したいなあ。

※上記はイメージです。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



年間投資枠、非課税保有限度額編

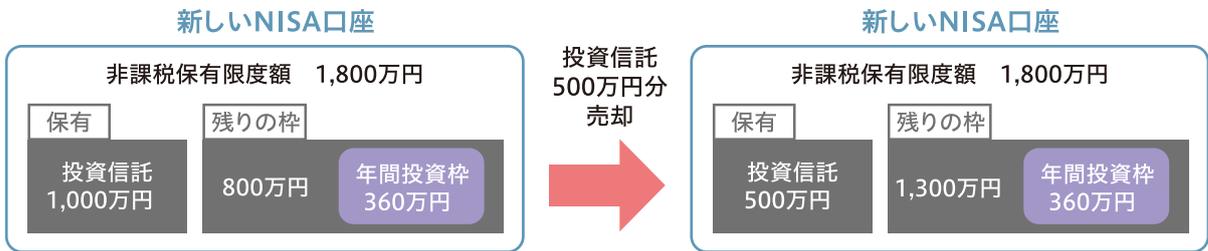


Q-14 ①年間投資枠、②非課税保有限度額ともに、売却した分の再利用はできるのでしょうか？

A-14 ①年間投資枠については、保有中の投資信託等を売却しても投資枠（「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円）以上の投資をすることができません。

〈保有している投資信託1,000万円のうち500万円分を売却した例〉

例えば、新しいNISA口座で1,000万円投資信託を保有しており、500万円分を売却した場合、売却した500万円分がその年の年間投資枠に新たにプラスされ、最大360万円が860万円になることはありません。

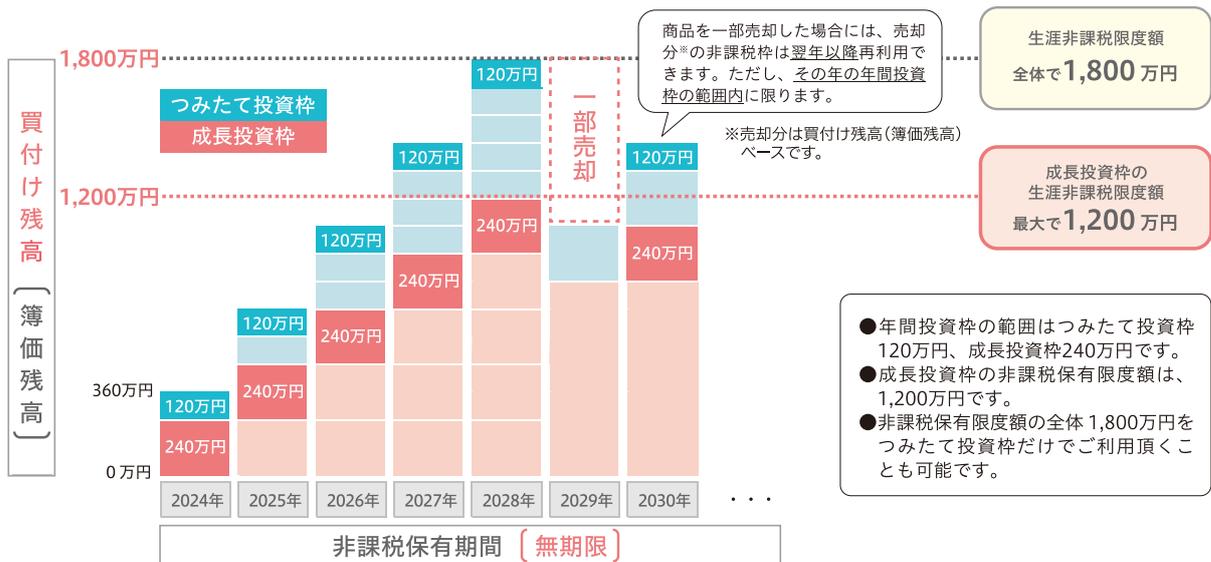


※上記はイメージです。

②非課税保有限度額については、売却分の枠を再利用して新たに投資することができます。ただし、売却によって減少した分の非課税保有額の再利用ができるのは、売却した翌年以降となります。

〈非課税保有限度額の再利用と年間投資額のイメージ〉

例：下図のケースでは、2024年～2028年までは毎年年間投資枠（つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円）の上限まで投資をし、その後、2029年に一部売却を行ない、2030年に枠を再利用した場合の例です。



※非課税保有限度額は、国税庁のシステムを介して、金融機関変更を行っても合算管理できるようになります。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

Q&A



年間投資枠、非課税保有限度額編



Q-15 NISA口座の年間投資枠には、購入時手数料や消費税は含まれますか？

A-15 含まれません。

例えば、「成長投資枠」の年間投資枠240万円の場合、購入時手数料や消費税を除いた約定金額のみの240万円が対象となります。240万円ちょうどで投資枠を利用する場合は、「手数料+消費税」分を、買付金額に上乗せして取引する必要があります。

Q-16 NISA口座で保有する投資信託で、分配金を再投資するとどうなりますか？

A-16 分配金は非課税で再投資されます。ただし、再投資分は新規投資とみなされ、年間投資枠を使うこととなります。旧NISA制度と新NISA制度の預り区分が分かれることから、分配金再投資について、旧NISA預りから派生する分配金が新NISA預りで再投資されることはありません。

〈2024年以降、NISA預りから発生する分配金再投資の取扱い〉

| 預り区分 | | 税金 | 分配金再投資先 |
|------------|-----|-----|----------|
| つみたてNISA預り | 累投口 | 非課税 | 課税預り |
| 一般NISA預り | 一般口 | 非課税 | 課税預り |
| | 累投口 | 非課税 | |
| つみたて投資枠 | 累投口 | 非課税 | つみたて投資枠* |
| 成長投資枠 | 一般口 | 非課税 | 成長投資枠* |
| | 累投口 | 非課税 | |

【注意】2023年までにNISAで購入した預りから発生する分配金は非課税にはなりますが、再投資先は課税預りとなります。

※再投資金額分の非課税枠を使用します。当年の非課税枠が残っていない場合は、課税預りで再投資されます。

Q-17 年間投資枠を超えた場合はどうなりますか？

A-17 年間投資枠を超えた部分については、課税口座（特定口座や一般口座）での取扱いになります。

Q-18 年間投資枠を使い切らなかった場合、翌年に繰り越せますか？

A-18 年間投資枠の上限まで投資をしなかった場合でも、残りの枠を翌年以降に繰り越すことはできません。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



年間投資枠、非課税保有限度額編

Q-19 すでに運用している投資信託をNISA口座に移すことはできますか？

A-19 課税口座（特定口座や一般口座）で保有している投資信託を、そのままNISA口座に移管することはできません。非課税投資枠を利用するには、NISA口座で新たに投資信託を購入する必要があります。



損益通算編

Q-20 譲渡損失が発生してしまった場合、特定口座や一般口座との損益通算はできますか？

A-20 特定口座や一般口座との損益通算はできません。NISA口座は、分配金や譲渡益があっても課税されない一方、譲渡損失があっても他の口座と損益通算はできません。

〈ご参考〉損益通算とは

投資信託や株式等の売却を行って損失が出た場合、別の投資信託や株式等で出た利益等から、損失の額を差し引くことを損益通算といいます。また、損益通算をしても、なお控除しきれない損失の金額は確定申告により、翌年以降3年間にわたって繰越控除できます。（連続して、確定申告が必要です）

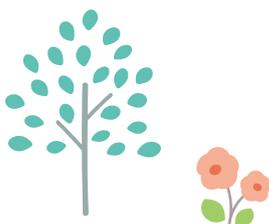
(例)



※上記はイメージ図です。

(注)この例は特定口座(源泉徴収あり)の場合です。

特定口座(源泉徴収なし)や一般口座、他の金融機関の特定口座等との損益通算では確定申告をする必要があります。



新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

Q&A



対象商品編

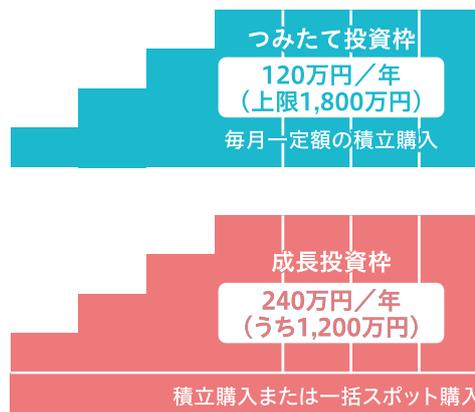


Q-21 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で対象商品は異なりますか？

A-21 異なります。
「つみたて投資枠」の対象商品は、積立・分散投資に適した一定の投資信託で金融庁に届出されたものになり、大半がインデックスファンドです。

「成長投資枠」の対象商品は、インデックスファンド中心の「つみたて投資枠」の対象商品に比べ、アクティブファンドや上場株式等があり、選択肢がより広がります。

金融機関により取扱い商品が異なりますので、当社取扱商品は担当者にご確認ください。



Q-22 「つみたて投資枠」の対象商品である投資信託はどこで確認できますか？

A-22 金融庁のホームページで対象商品を確認することができます。金融機関により取扱い商品が異なりますので、当社取扱商品は担当者にご確認ください。

Q-23 「成長投資枠」の対象商品について教えてください。

A-23 「成長投資枠」の対象商品は、上場株式や投資信託等で、「一般NISA」の対象商品と似ていますが、一部除外されます。
新しいNISAでは、長期投資にふさわしいかどうかという観点で対象商品が決められており、以下の3つの条件の投資信託が対象から除外されています。

- ①デリバティブ取引を用いた一定の投資信託
- ②毎月分配型の投資信託
- ③信託期間が20年未満の投資信託

対象商品リストは、一般社団法人投資信託協会から順次公表されています。
当社取扱商品は担当者にご確認ください。



「つみたて投資枠」より「成長投資枠」の対象商品の方が幅広いんだね！
「成長投資枠」の対象商品は、「一般NISA」と近いみたいだけど、長期投資という観点から、一部除外されるんだね。



新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

2024年からの新NISA制度のご利用にあたってご留意いただきたい事項

【NISA制度について】

(1) 口座開設等

- ・同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できません。（金融機関変更した場合を除きます。）
- ・NISA口座内の上場株式や株式投資信託等を非課税扱いのまま、他の金融機関等に移管することはできません。また、他の口座（特定口座・一般口座）で現在保有している上場株式や株式投資信託をNISA口座へ移管することはできません。

(2) 損失および損益通算

- ・NISA口座内で生じた損失は税務上ないものとされ、特定口座・一般口座で生じた譲渡損益や配当所得との損益通算はできません。また損失の繰越控除もできません。
- ・NISA口座内の上場株式等を課税口座に払い出した場合は、払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額にかかる損失はないものとされます。

(3) 年間投資枠と非課税保有限度額

- ・年間投資枠（つみたて投資枠120万円／成長投資枠240万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円／うち成長投資枠1,200万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税となります。
- ・非課税保有限度額については、NISA口座内上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が費消していた非課税保有限度額のみだけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能です。
- ・分配金再投資型の株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該分配金による当該株式投資信託の再投資（自動買付け）を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を利用することとなります。
- ・したがって、NISA制度の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行うまたは分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法等はNISAを十分に利用できない場合があります。
- ・株式投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。

(4) 上場株式等の配当金

- ・上場株式の配当金やETF・REITの分配金を非課税とするには「証券会社で受け取る方式（株式数比例配分方式）」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式等の配当金についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取期間を問わず非課税です。

(5) 基準経過日における氏名・住所の確認

- ・NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した時、およびその後5年を経過する毎に、氏名・住所についてご確認いたします。基準経過日から1年の間に当該確認ができない場合には、新たにNISA口座への上場株式等の受入れができなくなります。

つみたて投資枠特有のご留意事項

- (1) つみたて投資枠に係る積立投資信託契約（累積投資契約）の契約が必要で、同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行われます。
- (2) つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。
- (3) つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回お知らせします。

成長投資枠特有のご留意事項

- (1) 対象商品は、NISA制度の目的（安定的な資産形成）に適したものに限られます。成長投資枠で買付可能な商品から、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されています。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

あなたにぴったりの「つみたて」を質問

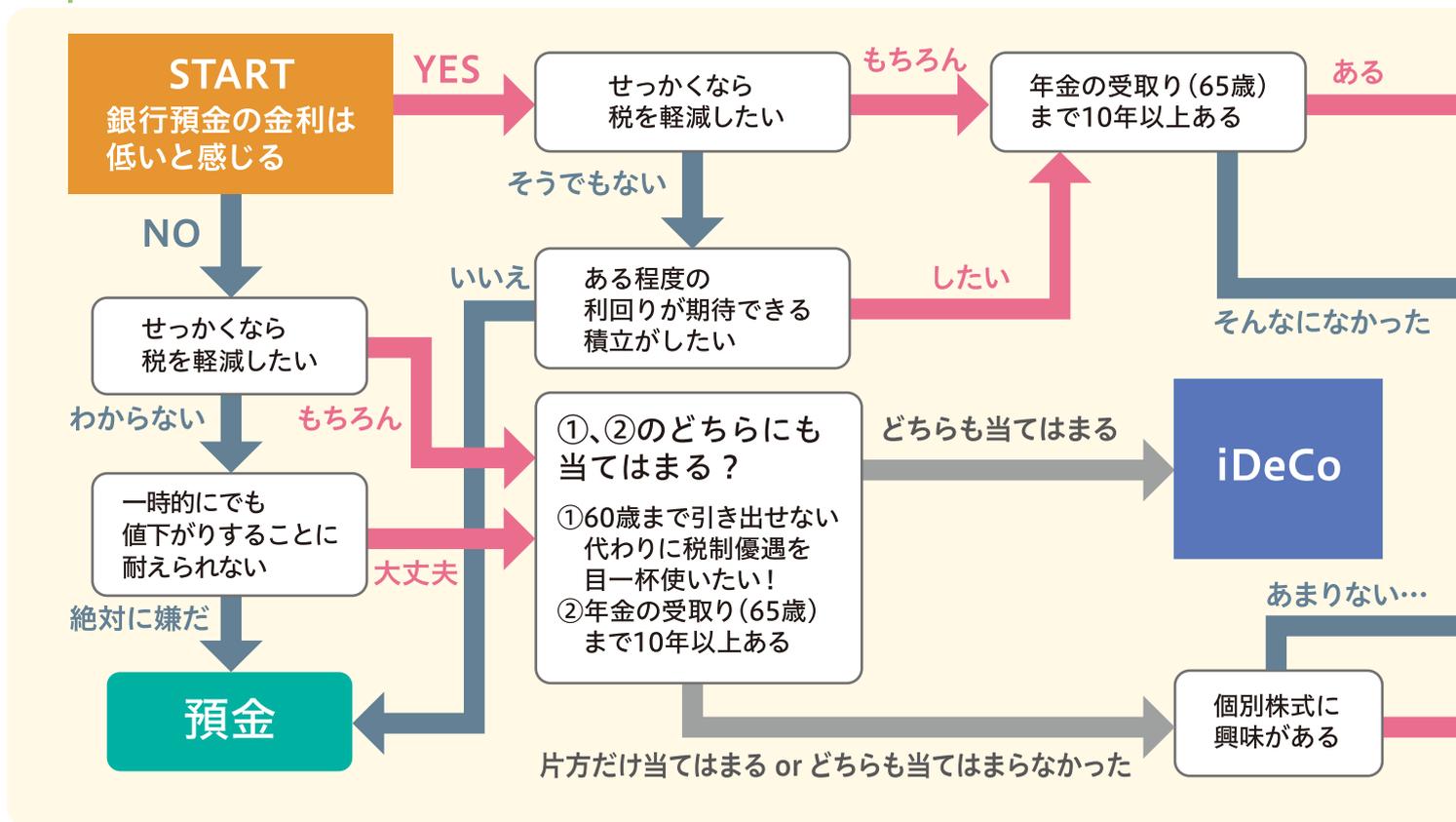
2024年以降、新しいNISAの「つみたて投資枠」「成長投資枠」の他にも資産形成を応援する制度には「iDeCo」があります。どの制度を優先的に利用すればいいのでしょうか？また、制度の違いを教えてください。



どの制度をベースとして活用するかは人それぞれです。下のチャートと制度比較表でご自身にぴったりの「つみたて」制度を確認してみましょう。



あなたにぴったりの資産形成方法は、どれ？



iDeCoと新しいNISAの比較

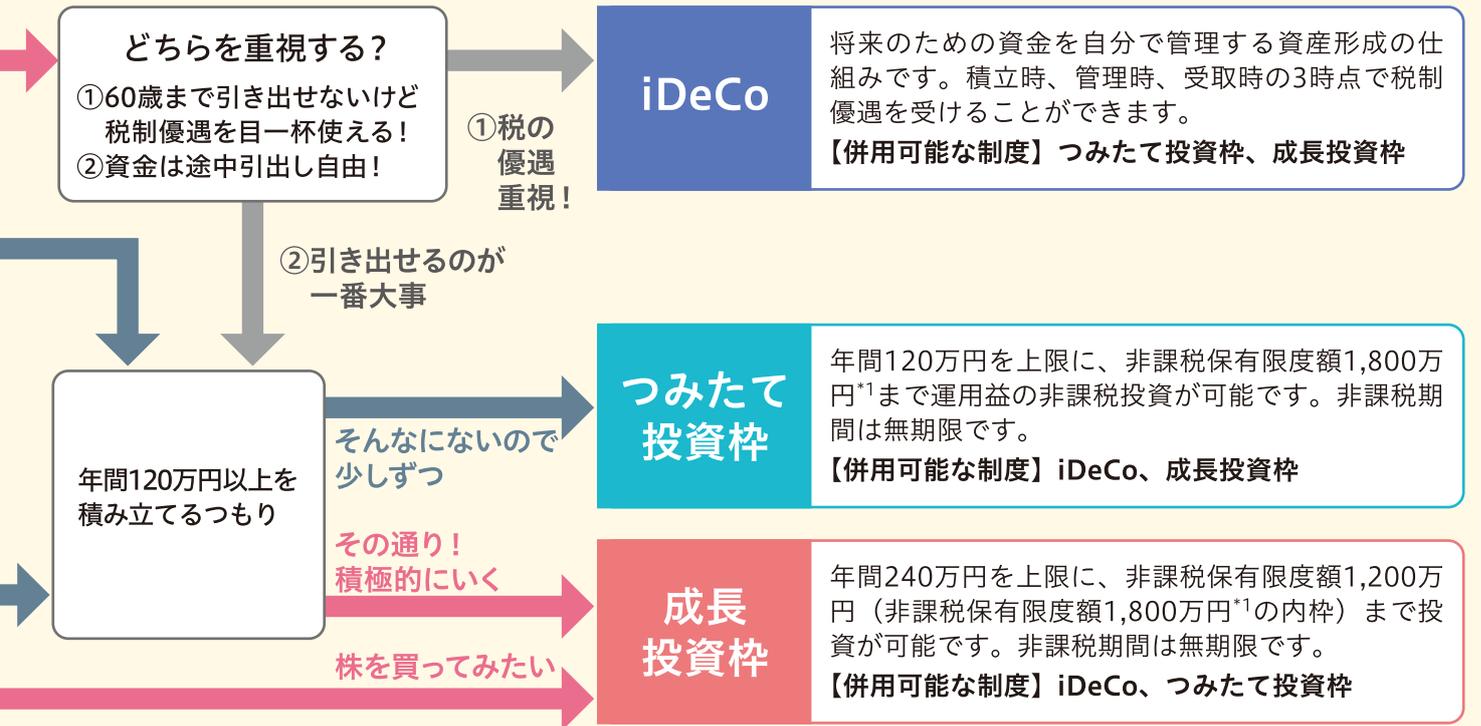
| | iDeCo |
|--------------|---|
| 誰が利用できる？ | 原則として、公的年金に加入している20歳以上65歳未満の方 |
| いくら利用できる？ | 自営業:81.6万円/年 会社員:14.4万円/年~27.6万円/年*2 公務員:14.4万円/年 専業主婦・主夫:27.6万円/年 等 |
| いつまで新規投資できる？ | 65歳まで*3 |
| 対象商品 | 投資信託、保険、定期預金等 |
| 積立時の税軽減効果 | 全額所得控除 |
| 運用時の税軽減効果 | 運用益非課税 |
| 受取時の税軽減効果 | 退職所得控除または公的年金控除の対象 |
| いつでも引き出しできる？ | 原則60歳まで引出し不可 |

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

に答えて発見しよう！



iDeCoとは個人型確定拠出年金（個人型DC）の愛称で、原則すべての現役世代が加入できる年金制度です。



*1 非課税保有限度額1,800万円は「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の両枠合算です。 ※上記はイメージです。

| 新しいNISA | |
|--------------------------------------|---------|
| つみたて投資枠 | 成長投資枠 |
| 18歳以上の日本居住者 (非課税口座が開設される年の1月1日現在) | |
| 非課税保有限度額1,800万円(成長投資枠は内枠で1,200万円) | |
| 120万円/年 | 240万円/年 |
| 無期限 | |
| 一定の要件を備えた投資信託等*4 | |
| — | |
| 運用益非課税 | |
| 非課税 | |
| いつでも可能 | |

- *2 企業年金等に参加していない方は年額27.6万円。企業年金等に参加している方のうち企業型DCのみに加入している方は年額24万円。企業年金等に参加している方のうち企業型DCのみに加入している方以外の方は年額14.4万円。
- *3 掛金の拠出に係る年齢制限です。74歳11ヵ月までは運用の継続が可能です。
- *4 金融庁が定めた基準を満たし、長期の積立・分散投資に適した商品として認められたもの。信託契約期間が無期限又は20年以上であること、分配頻度が毎月でないこと等の基準があります。つみたて投資枠と成長投資枠で対象商品は異なります。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



旧NISA制度をご利用のお客さまにご留意いただきたい事項

【NISA制度について】

- (1) 同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できません。（金融機関変更した場合は除きます。）
※ジュニアNISA口座は、制度上、金融機関変更はできません。
- (2) NISA口座内の上場株式や株式投資信託等を非課税扱いのまま、他の金融機関等に移管することはできません。また、他の口座（特定口座・一般口座）で現在保有している上場株式や株式投資信託をNISA口座へ移管することはできません。
- (3) NISA口座内で生じた損失は税務上ないものとされ、他の譲渡損益（特定口座・一般口座での取引）との損益通算はできません。また損失の繰越控除もできません。※ただし、ジュニアNISAの課税未成年者口座内における譲渡損益については損益通算が可能です。
- (4) 途中売却は可能ですが、売却した場合、その売却分の非課税投資枠の再利用はできません。また、分配金再投資型の株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該分配金による当該株式投資信託の再投資（自動買付け）を行えば、その分について非課税投資枠を利用することとなります。※2024年以降の分配金再投資は、新NISA制度の非課税投資枠は利用せず、課税預りで再投資されます。
- (5) 株式投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。
- (6) 非課税枠での投資はその年限りで、未使用の非課税枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
※旧NISA制度による買付は2023年で終了します。
- (7) 上場株式の配当金やETF、REITの分配金を非課税とするには「証券会社で受取る方式（株式数比例配分方式）」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。

【つみたてNISAについて】

- (1) つみたてNISAと一般NISAは選択制であり、同一年に両方を利用することはできません。変更を行う場合には、原則として暦年単位となります。
- (2) つみたてNISAの利用は積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による購入に限られます。
- (3) つみたてNISAではロールオーバーができません。
- (4) つみたてNISAに係る積立契約（累積投資契約）により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回お知らせします。
- (5) つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した時、およびその後5年を経過する毎に氏名・住所についてご確認いたします。
基準経過日から1年の間に当該確認ができない場合には、累積投資勘定でのご購入はできなくなります。

【ジュニアNISAについて】

- (1) 運用管理者は、口座名義人の親権者等に限りま。
- (2) ジュニアNISAによる購入は、口座名義人本人の資金に限られます。口座名義人以外の資金により投資された場合には、贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。
- (3) 口座名義人が3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までは原則としてジュニアNISA口座からの払出しはできません。ジュニアNISA口座から契約不履行等事由による払出しがあった場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます。
※2024年以降は、契約不履行等事由に該当する場合でも非課税での払出しが可能です。詳細は(9)をご参照ください。
- (4) 払出し手続きは口座名義人または口座名義人の法定代理人に限りま。払い出される資金が口座名義人のために使われることを確認させていただき、口座名義人本人の口座への払出しとなります。
- (5) 払出し制限が解除された後、口座名義人に対して、払出し制限が解除されたことをお知らせします。
- (6) 口座名義人が一定の年齢（15歳）に達した後は、口座名義人に対し残高をお知らせします。
- (7) 払出しされた資金を口座開設者本人以外のものが費消した場合には、事実関係にもとづき、贈与税等の課税上の問題が生じます。
- (8) 口座開設者本人が18歳になったときは、法定代理権が消滅するため、口座開設者本人から運用指図を受けることとなります。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

(9) 2024年以降のジュニアNISA口座の取扱について

ジュニアNISAについては、2023年末をもって口座開設可能期間が終了しますので、以下の点にご留意ください。

- ・2024年以降、ジュニアNISA口座においては新たに上場株式等の買付を行うことはできません。
- ・2023年末までにジュニアNISA口座で買い付けた上場株式等については、2024年以降、当該ジュニアNISA口座に設定される継続管理勘定に移管することで、口座開設者本人がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までの間は、引き続き非課税で保有できます。
- ・2024年以降、契約不履行等事由に該当するジュニアNISA口座からの払出しを行う場合であっても過去に非課税として支払われた譲渡益および配当金等について非課税として取り扱えます。(但し、ジュニアNISA口座を閉鎖する必要があります。)

【非課税保有期間終了時の手続】

- (1) 非課税保有期間終了時、一般NISA又はつみたてNISA口座内の上場株式等は特段の手続きなしに課税口座（特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管され、新しいNISAへの移管はできません。
- (2) 1月1日時点で18歳以上である場合、非課税保有期間終了時、ジュニアNISA口座内の上場株式等は特段の手続きなしに課税口座（特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管されます。
- (3) 1月1日時点で18歳未満である場合、非課税保有期間終了時、ジュニアNISA口座内の上場株式等は特段の手続きなしに継続管理勘定に移管されます。

※当該移管については移管時の価額の上限額はありません。

※継続管理勘定内の上場株式等は1月1日時点で18歳である場合、特段の手続きなしに課税口座（特定口座が開設されている場合には当該特定口座）に移管されます。

【新しいNISAについて】

- (1) 2024年以降、一般NISA、つみたてNISA口座においては新たに上場株式等の買付けを行うことができません。
- (2) 新しいNISAで受け入れることができる商品は、特定累積投資勘定においてはつみたてNISAと同様であり、特定非課税管理勘定においては、一般NISAの投資対象商品からデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等、整理銘柄又は監理銘柄に指定された上場株式および株式投資信託のうち信託期間20年未満又は毎月分配型の商品が除かれたものとなります。(但し、百五証券では当社が指定する取扱商品に限ります。)
- (3) 一般NISA、つみたてNISA及びジュニアNISAで買い付けた商品は、新しいNISAに移管できません。
- (4) 2023年末時点で利用可能な一般NISA又はつみたてNISA口座を開設している場合、2024年に当社で新しいNISA口座が自動開設されます。
- (5) ジュニアNISA口座を開設している方が、2024年1月1日時点で18歳である場合、2024年以降、当社で新しいNISA口座が自動開設されます。

2024年からの新NISA制度のご利用にあたってご留意いただきたい事項は22ページをご参照ください。



投資信託のお取引にあたってご留意いただきたい事項

【投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません】

●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【手数料などの諸費用およびリスクについて】

●投資信託の手数料などの諸費用の詳細は目論見書をご覧ください（※）

●なお、手数料など諸費用の合計金額および一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。

●各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含みます）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）があります。

※当社取扱商品の場合、最大3.85%（税込）の購入時手数料、最大2.42%（税込）の信託報酬等の費用がかかります。

当資料のお取扱いにおけるご注意

■当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として百五証券が作成したものです。

投資信託のお申込みにあたっては、「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。